

(意見書案第8号)

矢臼別演習場における米軍の砲撃事故に関する意見書

矢臼別演習場において、13回目の米軍の「沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施」が6月10日から実施された。ところが2日目の11日午前9時40分ごろ、訓練で発射した155ミリりゅう弾砲の砲弾が、演習場の境界線から約500メートル離れた外側の国有地に着弾するという重大な事故が発生した。着弾地は国道272号線から約700メートル、町道からは数十メートルという場所であった。国道272号線は北海道東部地方の主要な幹線道路であり、多くの車両が通行している。

今回の事故は一步間違えたならば大惨事につながりかねず、あってはならないものであり嚴重に抗議する。さらに前回の演習では、砲撃に伴う野火などの火災事故を繰り返し発生する事故も起きており、地域住民の不安が一層高まっている中、地元の理解を得ぬままに実弾射撃訓練を再開したことは看過できない。

よって、政府においては、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 6月11日に発生した演習場外着弾事故は、極めて重大な事故である。よって再発防止策が確実に実行され、地域の安全が確保されるよう、国の責任において万全の措置を講ずること。
- 2 地域住民や地元自治体の理解を得ず、一方的な実弾射撃訓練を再開したことについて、国としての見解を速やかに示すこと。
- 3 今回示された再発防止策の実効性について、地元自治体の意向を踏まえながら、国において十分な検証を行い、その結果を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月24日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
防衛大臣 } 宛